

# 口座振替による赤十字「社員」(会員)加入申込書

私は、日本赤十字社の活動を支えるために社員に加入し、預金口座振替による活動資金への協力について申し込みます。

① お申し込み者	フリガナ		③ お申し込み日:平成 年 月 日 下記項目の□に✓をご記入ください。
	お名前		
	フリガナ		
	ご住所	〒 -	
電話番号 ( ) -			受領証の送付 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
			赤十字からの情報提供 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
			これまでの赤十字へのご寄付 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
			赤十字からの表彰 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

② ご支援方法の選択	右記項目の希望する□に✓をご記入ください。	ご支援方法	1回あたりのご支援額		※振替手数料や事務手続費用を日本赤十字社で負担させていただくため、ご支援金額は1回2,000円以上でお願いします。
		<input type="checkbox"/> 毎月払い	<input type="checkbox"/> 2,000円/毎月 <input type="checkbox"/> 3,000円/毎月 <input type="checkbox"/> 5,000円/毎月	<input type="checkbox"/> 10,000円/毎月 <input type="checkbox"/> ,000円/毎月	
		<input type="checkbox"/> 年1回払い	→ 引落し希望月 月	,000円/毎年	

金融機関	御中	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)	収納企業	日本赤十字社
ゆうちょ銀行			収納代行会社	みずほファクター(株) (旧第一勧銀ファクタリング)

私は、上記記載の収納企業・収納代行会社から請求された金額を預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を承認の上、下記講座からの振替を依頼します。(自動払込の場合を除く)

③ お申し込み日:平成 年 月 日
料金等 日本赤十字社活動資金

金融機関使用欄 (不備返却事由) 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 店名・預金種目・口座番号・口座名義 3. 印鑑相違 4. その他( )
---

(不備返却先) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号  
新丸の内センター  
みずほファクター株式会社  
決済サービス部第1グループ TEL.03-3286-2540

検印	印鑑照合	受付印
----	------	-----

(お願い)  
この預金口座振替依頼書の記載内容に不備がある場合、不備返却事由に○印を付けた上、上記へご送付ください。

④ フリガナ		届出印
口座名義人		

引落し口座をA(金融機関)、又はB(ゆうちょ銀行)からお選びください。(金融機関お届け印をご捺印ください)

⑤ <input type="checkbox"/> A. 金融機関口座からの引落し					
金融機関	銀行	本店	預金種別	口座番号	
取扱支店名	信用金庫	支店	1. 普通		
	信用組合	支所	2. 当座		
	農協				
金融機関コード			支店コード		

⑥ <input type="checkbox"/> B. ゆうちょ銀行(郵便局)口座からの引落し					
種目コード	契約種別コード	通帳記号	1	0	の通帳番号
166	30				

払込先口座番号: 00120-8-252849 払込先加入者名: みずほファクター株式会社  
払込日: 1日(金融機関休業日の場合、翌営業日)

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の自由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます)



顧客No. \_\_\_\_\_